

令和 5 年度伊勢茶マイボトルキャンペーン情報発信
(観光事業者と連携した情報発信) 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 5 年度伊勢茶マイボトルキャンペーン情報発信 (観光事業者と連携した情報発信) 業務委託

2 委託業務の目的

ライフスタイルの変化等により緑茶 (特にリーフ) の消費が減少し続け、茶生産者の経営は非常に厳しい状況となっている。そこで、伊勢茶 (※) の消費拡大を図るため、令和 3 年度から、マイボトルとティーバッグを活用して本格的な緑茶の味を簡単に楽しめる「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を展開しているところである。

令和 4 年度は、購入シーンで県民に伊勢茶を選択してもらうため、伊勢茶を使用したメニューやサービスの PR、伊勢茶の歴史・文化等の展示等を実施し、伊勢茶の魅力の発信に取り組むとともに、学生等を中心に試飲会を実施し、若者に向けて同キャンペーンの定着化を図った。

令和 5 年度は、県内観光事業者と連携して観光客に伊勢茶の魅力を発信することで、同キャンペーンの定着化を図ることに加え、県内外での消費拡大に向けて、広く働きかける。

※ 三重県産茶葉を 100% 使用した緑茶

3 契約条件

(1) 契約期間: 契約の日から令和 6 年 3 月 15 日 (金) まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1 部

2) 4 (1) 及び (2) で作成した印刷物及び電子データ (版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体 (CD 等) に収めること。版下データは、PDF 形式及びイラストレータ形式によること。)

(3) 成果品の提出期限 令和 6 年 3 月 15 日 (金)

4 委託業務の内容

(1) 「伊勢茶マイボトルキャンペーン」に係るイベントの実施 (2 回以上)

- ・ 県内観光事業者と連携し、既存のツールを最大限活用して、マイボトルとティーバッグで本来の緑茶の味を手軽に楽しめることを観光客に発信するイベントを実施し、観光客が伊勢茶に接する機会を創出すること。
- ・ 季節に応じた茶の楽しみ方を PR する企画を含めること。

(2) 体験型企画展示 (2 回以上)

- ・ 伊勢茶の歴史・文化の展示や茶業関係者と連携した伊勢茶体験等を組み合わせた「体験型企画展示」を開催すること。

- ・実施に際し、既存のツールを最大限活用して伊勢茶の歴史・文化を紹介する展示を行うとともに、関係団体等の協力を得て、関係資料の展示を行うこと。
- ・展示に当たっては、多くの観光客の関心を集める企画を盛り込むこと。
- ・体験イベントの実施に当たっては三重県と協力して、対象者の選定、イベントの運営を行うこと。

なお、(1)、(2)ともにポスター、チラシを作成する他 SNS 等を活用し、イベントや企画展示の周知を図ること。

5 業務実施上の条件

- (1) キャンペーンの実施やPRツールのデザインについては、企画段階において、随時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載

された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

(4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- 1) 断固として不当介入を拒否すること。
- 2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- 3) 三重県農林水産部農産園芸課に報告すること。
- 4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生ずる等の被害が生ずるおそれがある場合は、三重県農林水産部農産園芸課と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1) 2) 又は3) の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班
担当：竹内、菅谷
電話：059-224-2543 F A X：059-223-1120
E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp